

2022年度

学 生 便 覧

群馬パース大学福祉専門学校

目 次

I 本校の概要

- 建学の精神
- 教育理念
- 教育目標
- 教育方針

II 沿革

III 履修の手引き

1. 開講授業科目
2. 授業
3. 試験
4. 実習
5. 単位認定
6. 進級
7. 卒業要件
8. 褒賞
9. 資格

IV 学生生活

1. 学籍・学籍番号・学生証
2. 休学・復学・退学
3. 学生の心得
4. 健康管理
5. 奨学金制度
6. 学生・生徒災害障害保険制度
7. 事務室窓口業務について
8. 証明・届・願等の手続き一覧
9. 通学証明書及び学割証の発行
10. 施設利用について
11. 車両登録と駐車場の指定
12. 防火・災害対策
13. 就職
14. クラス役員について
15. 注意事項

- ・群馬パース大学福祉専門学校 学則
- ・群馬パース大学福祉専門学校 図書室利用規程
- ・群馬パース大学福祉専門学校 保健に関する規程

I 本校の概要

1 建学の精神

Paz は平和を意味するポルトガル語、パース (Paz) に由来します。同時に Paz は、この3文字を頭文字とする Pessoa (個性)、Assistencia (互助)、Zelo (熱意) の意味が与えられています。

Paz (平和) 平和で公正な社会の発展

Pessoa (個性) 個人の尊厳と自己実現、

Assistencia (互助) 多様な人々の共存と協調、

Zelo (熱意) 知の創造、

への貢献

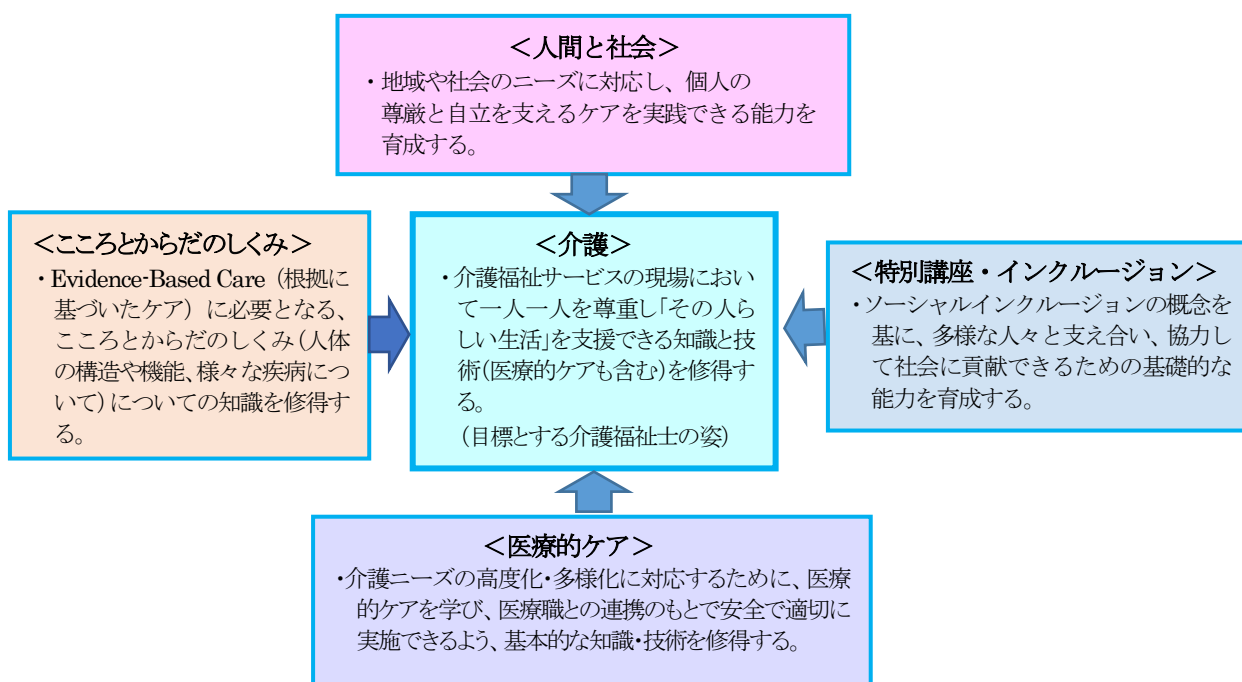
2 教育理念

「人間愛と人間尊重」を基盤にした豊かな人間性を養い、「生命への尊厳」に支えられた介護、保育の専門的知識や技能を身に付け、広く社会に貢献できる人材を育成する。

3 教育目標

【介護福祉学科・専攻科】

- 介護福祉学科のカリキュラムは5つの分野から成り立ちそれぞれ教育目標を定めている。5つの分野が独立しているのではなく、介護の分野が軸となり、他の4つの分野が補っている。



【保育学科】

- 子どもの思いに寄り添う感性を養い、個々の子どもの育ちを支える知識や技能を修得する。
- 一人一人の子どもの命を守り育てるために、医療的な知識及び学校保健の基本的な知識の修得と実践力を養う。
- 地域社会や家庭とよりよい関係を構築し、子育て支援の多様なニーズに対応できる力を養う。
- コミュニケーション力を高め協働する力を養う。

4 教育方針

各学科3つのポリシーで示す。

【介護福祉学科・専攻科】

《アドミッションポリシー》

- 介護に関心を持ち、思いやりの心を持って相手を尊重することができる人
- 社会における介護の必要性を理解し、社会貢献・奉仕の心を持つ人
- 目標達成に向けて、日々の努力を惜みず成長しようとする人

《カリキュラムポリシー》

ディプロマポリシー（学生の目標とする介護福祉士の姿）達成に向けて

- (1) 「介護」のねらいは、カリキュラムの4つの分野「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」「特別講座・インクルージョン」と連携し知識や技術を修得することで達成できる。各分野の教員が連携して指導に当たる。
- (2) 実習経験を積み重ねることで実践力を身に付けていけるように段階を追って目標を定め指導する。

《ディプロマポリシー》

- 高齢者、障害者など介護福祉サービスの現場において、一人一人を尊重し「その人らしい生活」を支援できる知識と技術を身に付けている。
- 介護ニーズの高度化と多様化に対応するために、医療的な知識及び技術を身に付けている。
- コミュニケーション力を持ち協働する力を身に付けている。

【保育学科】

《アドミッションポリシー》

- 保育や幼児教育に関心を持ち、深い愛情を持って、子どもとコミュニケーションがとれる人
- 子どもの命を預かる責任感をもって、常に注意深く子どもを見られる人
- 目標達成に向けて、日々の努力を惜みず成長しようとする人

《カリキュラムポリシー》

ディプロマポリシー達成に向けて

- (1) 教育実習・保育実習を経てアクティブラーニング型授業での学習展開
- (2) 『保育・子育て支援演習』『保育実践演習』で取り組む《おひさま》を中心とした学習展開
- (3) 医療的な知識と学校保健活動の専門的な知識を学ぶためのカリキュラム連携

《ディプロマポリシー》

- 子どもの生きる力を育むために、さまざまな子どもの思いに慈しみをもち寄り添い、個々の育ちを支える知識や技能を身に付けている。
- 一人一人の子どもの命を尊び、守り育てるために、医療的な知識及び学校保健活動の専門性を有している。
- 地域社会や家庭とより良い関係を構築し、子育て支援の多様なニーズに対応できる力を身に付けている。
- コミュニケーション力を持ち協働する力を身に付けている。

Ⅱ 沿革

- 1992年 3月13日 厚生省から介護福祉士養成施設として指定を受ける
- 3月27日 群馬県から「ほたか保健福祉専門学校」の設置の認可を受ける
- 4月8日 介護福祉学科第1回入学式
- 1994年 3月18日 介護福祉学科第1回卒業式
- 1997年 3月14日 厚生省から介護福祉士養成施設（Ⅱ部）として指定を受ける
- 4月9日 介護福祉学科Ⅱ部（夜間部）第1回入学式
- 2000年 3月15日 介護福祉学科Ⅱ部（夜間部）第1回卒業式
- 2005年 4月1日 介護福祉学科Ⅱ部（夜間部）募集停止
- 2006年 4月1日 文部科学省から学校法人群馬パース学園との合併認可を受ける
- 2007年 4月1日 「群馬パース福祉専門学校」に校名変更
- 2010年 4月1日 渋川市上白井から吾妻郡高山村へ校舎移転
- 2014年 4月1日 「群馬パース大学福祉専門学校」に校名変更
- 2017年 4月1日 吾妻郡高山村から渋川市渋川へ校舎移転
- 介護福祉学科入学定員増（40名→50名）
- 保育学科開設
- 2019年 4月1日 介護福祉専攻科開設

Ⅲ 履修の手引き

- 履修とは・・・ 学校が定めるルールに従って授業科目を学習し、卒業要件を満たすことを履修とい
います。

1. 開講授業科目

本校が開講している授業科目は、学則別表のとおりです。

記載されている期間ですべての科目を履修することになります。

介護福祉学科 < 2年間 >

(1) 授業科目の区分

< 専門科目 >

① 人間と社会 ……

人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、チームマネジメント、社会の理解、
介護インクルージョンⅠ、介護インクルージョンⅡ

② 介護 ……

介護の基本Ⅰ、介護の基本Ⅱ、介護予防、リハビリテーション、コミュニケーション技術、
生活支援技術、生活支援技術演習Ⅰ、生活支援技術演習Ⅱ、食生活援助、介護過程総論、
介護過程各論、事例研究、介護総合演習Ⅰ、介護総合演習Ⅱ、介護実習Ⅰ-(1)、介護実習
Ⅰ-(2)、介護実習Ⅰ-(3)、介護実習Ⅱ

③ ころとからだのしくみ ……

発達と老化の理解、高齢者の健康、認知症の理解Ⅰ、認知症の理解Ⅱ、障害の理解、こ
ろとからだのしくみⅠ、ころとからだのしくみⅡ

④ 医療的ケア…

医療的ケアⅠ、医療的ケアⅡ、医療的ケアⅢ、医療的ケア実習（実地研修）

< その他科目 >

① 特別講座Ⅰ、特別講座Ⅱ

(2) 授業科目の分類

- ① 履修方法による分類 …… 介護福祉学科は、医療的ケア実習（実地研修）を除く、全科目と
も必修になっています。

- ② 授業実施時期による分類

- ・ 通年開講科目 …… 前期・後期の1年間を通して授業が行われる科目

- ・ 前期・後期開講科目 …… 前期または後期のみ授業が行われる科目

- ・ 集中講義科目 …… 一定の時期に集中して授業が行われる科目（実施時期は別途連絡）

保育学科 < 2年間 >

(1) 授業科目の区分

< 専門科目 >

① 保育の本質・目的に関する科目 ……

保育原理、教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉、子ども家庭支援論、社会的養護Ⅰ、
保育者論

② 保育の対象の理解に関する科目 ……

保育の心理学、子ども家庭支援の心理学、子どもの理解と援助、子どもの保健、子どもの
食と栄養Ⅰ、子どもの食と栄養Ⅱ、実践演習 こどもの医療Ⅰ、実践演習 こどもの医療Ⅱ、
療育支援論

③ 保育の内容・方法に関する科目 ……

保育の計画と評価、保育内容総論、保育内容健康、保育内容人間関係、保育内容環境、保育内容言葉、保育内容表現、身体表現と遊び、音楽表現と遊びⅠ、造形表現と遊び、言語表現と遊び、乳児保育Ⅰ、乳児保育Ⅱ、子どもの健康と安全、障がい児保育Ⅰ、障がい児保育Ⅱ、社会的養護Ⅱ、子育て支援、保育・子育て支援演習Ⅰ、保育・子育て支援演習Ⅱ、実践演習自然と食Ⅰ、実践演習自然と食Ⅱ、音楽表現と遊びⅡ、保育教材研究Ⅰ、保育教材研究Ⅱ、保育のためのピアノ演習Ⅰ、保育のためのピアノ演習Ⅱ、保育のためのピアノ演習Ⅲ、保育のためのピアノ演習Ⅳ

④ 保育実習 ……

保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習指導Ⅰ（保育所）、保育実習指導Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅲ

⑤ 総合演習 ……

保育実践演習

⑥ 教養科目 ……

保育の英語Ⅰ、保育の英語Ⅱ、体育講義、体育実技、基礎学力演習、保育キャリアデザインⅠ、保育キャリアデザインⅡ、メディア社会と子育て、日本国憲法

< その他科目 >

① 特別講座Ⅰ、特別講座Ⅱ

(2) 授業科目の分類

① 履修方法による分類 …… 保育学科は、必修科目と選択必修科目があります。

② 授業実施時期による分類

・通年開講科目 …… 前期・後期の1年間を通して授業が行われる科目

・前期・後期開講科目 …… 前期または後期のみ授業が行われる科目

・集中講義科目 …… 一定の時期に集中して授業が行われる科目（実施時期は別途連絡）

(3) 小田原短期大学との教育連携

保育学科では、小田原短期大学との教育連携により、幼稚園教諭2種免許、短期大学士（短期大学卒業）を取得することが可能です。

① 注意事項 …… 幼稚園教諭2種免許、短期大学士（短期大学卒業）を取得するために、スクーリング形式の集中講義受講や小田原短期大学へのレポート提出、科目修得試験の受験が必要となる教科目があります。

② スクーリング …… 保育学科の学生については、小田原短期大学によるスクーリング形式の授業が実施されるものがあります。本校は小田原短期大学のスクーリング会場となっています。

③ レポート・科目修得試験 …… 保育学科の学生については、小田原短期大学へのレポート提出を必要とする授業があります。対象科目のレポートを作成・提出し、合格したうえで科目修得試験に合格すると、当該科目の単位を取得することができます。

介護福祉専攻科 < 1年間 >

(1) 授業科目の区分

< 専門科目 >

① 人間と社会 …… 社会の理解

② 介護 …… 介護の基本Ⅰ、介護の基本Ⅱ、介護予防リハビリテーション、コミュニケーション技術、生活支援技術、生活支援技術演習Ⅰ、生活支援技術演習Ⅱ、食生活援助、介護過程総論、介護過程各論、事例研究、介護総合演習、介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱ

③ ころとからだのしくみ・・・発達と老化の理解、認知症の理解Ⅰ、認知症の理解Ⅱ、
障害の理解 ころとからだのしくみⅠ、ころとからだのしくみⅡ

④ 医療的ケア・・・医療的ケアⅠ、医療的ケアⅡ、医療的ケア技術Ⅰ、医療的ケア技術Ⅱ、医療的
ケア実習（実地研修）

< その他科目 >

① 特別講座Ⅰ、特別講座Ⅱ

(2) 授業科目の分類

① 履修方法による分類・・・介護福祉専攻科は、全科目とも必修になっています。

② 授業実施時期による分類

・通年開講科目・・・前期・後期の1年間を通して授業が行われる科目

・前期・後期開講科目・・・前期または後期のみ授業が行われる科目

・集中講義科目・・・一定の時期に集中して授業が行われる科目（実施時期は別途連絡）

2. 授業（授業時間・欠席・休講・補講）

原則として1年を前期と後期に分けて授業を行います。

・前期（後期）開講科目・・・前期（後期）で完結。

・通年開講科目・・・・・・前期・後期で完結。

(1) 授業時間・・・1時限（1コマ）90分です。

I 時 限	08:40～10:10
II 時 限	10:20～11:50
III 時 限	12:40～14:10
IV 時 限	14:20～15:50
V 時 限	16:00～17:30

(2) 欠席

○ 授業を欠席する場合は、必ず本校に電話にて連絡してください。やむを得ない事情で電話がでない場合は、メールにて連絡してください。

○ 30分以上の遅刻・早退・中座の場合は、欠課扱いとします。

○ 基本的に、30分未満の遅刻・早退・中座については、3回をもって1回の欠課扱いとします。

(3) 休講

○ やむを得ない事情が生じたとき、授業を休講にすることがあります。

休講、授業時間変更及び講義日変更についての連絡は掲示にて行います。

なお、休講の連絡がないにもかかわらず、授業開始予定時間から30分過ぎても授業が開始されない場合は、事務室に問い合わせる指示を受けてください。

(4) 補講

○ 授業科目によって、補講を行う場合は予め掲示により連絡しますので必ず出席して下さい。

(5) 休業日

○ 年間学事予定により示しますので確認して下さい。ただし、校長が必要と認めた場合、変更することがあります。

3. 試験

単位を認定するために、定期試験、授業内試験、レポート等の試験を行います。

【定期試験】・・・当該科目の全授業終了時に実施します。

(1) 受験資格

- 以下のいずれかに該当する場合は、定期試験を受験することができません。
 - ① 学生証、または仮学生証を所持しない場合
 - ② 授業料、その他の納付金が未納の場合
 - ③ 出席時間が当該科目の**3分の2**に満たない場合。(ただし**介護実習**に限り、出席時間が**5分の4**に満たない場合は単位が認定されません。)
 - ④ 受験科目の試験開始時間に30分以上遅れた場合
 - ⑤ 追試験・再試験においては、所定の手続きをとっていない場合

(2) 試験上の注意

- 試験受験に際しては、以下の注意事項を厳守してください。
 - ① 学生証、または仮学生証を机の上に置いてください。
 - ② 試験会場には筆記用具以外は持ち込みを禁止します。ただし、担当教員よりノート等の持ち込みを可とする指示があった場合にはこの限りではありません。
 - ③ 試験時間終了前には、試験会場から退出できません。
 - ④ その他、試験会場においては、すべて試験監督者の指示に従ってください。

(3) 不正行為

- 定期試験に際して不正行為が発覚した場合は、当該試験期間の全科目が無効となります。また、学則の規程により厳重な処分が行われることがあるので、十分注意してください。

(4) 追試験

- 定期試験の欠席理由がやむを得ない事由であると校長が判断した場合は、定められた期間内に所定の手続きを行うことにより追試験を受験することができます。
- 追試験を希望する場合、介護福祉学科・介護福祉専攻科は、事前または当該試験終了後2日以内に、必要に応じその理由を証明する書類を添えて当該科目の「**追試験願**」を事務室に提出してください。(手続きは本人が行う)
また、保育学科は教員から連絡があった後速やかに、必要に応じ、その理由を証明する書類を添えて当該科目の「**追試験願**」を事務室に提出してください。(手続きは本人が行う)
- 追試験の成績評価は**得点の8割**となり、その結果が60点未満の場合は再試験となります。

(5) 再試験

- 定期試験の成績が合格に達しない者に対し、校長が認めた場合は再試験を行います。
- 再試験の受験を希望する場合は、「**再試験願**」を事務室に提出してください。
手続きは定められた期間内に必ず本人が行ってください。
- 再試験の成績評価は得点の如何にかかわらず**60点(C判定)**となります。

4. 実習・・・実習に関する詳細は、「実習の手引き」に定めます。

介護福祉学科

実習名	対象年次	2022年度の実習時期	実習日数
介護実習Ⅰ-(1)	1年次	①7月4日(月)～7日(木) (通所) ②7月11日(月)～7月14日(木) (通所) ③7月25日(月)～7月28日(木) (訪問) (訪問介護実習：8月中2日間)	①、②いずれかの4日間 ③期間中2日間 訪問介護2日間
介護実習Ⅰ-(2)	1年次	1月31日(火)～2月16日(木)	12日間
介護実習Ⅰ-(3)	2年次	6月6日(月)～6月29日(水) (早・遅番、夜勤を1回含む)	17日間
介護実習Ⅱ	2年次	9月7日(水)～10月14日(金)	23日間
医療的ケア実習 (選択科目)	2年次	7月25日(月)、8月23日(火) ①8月2日(火)～8月5日(金) ②8月8日(月)～8月12日(金) ③8月17日(水)～8月22日(月)	学内演習2日間 ①②③のいずれかの4日間 ※土日祝を除く

実習の評価

- ① 実習評価は、「実習の手引き」に定めた評価基準で行います。
- ② 校長が必要と認めた場合に限り、再実習（病気や事故等で実習が不可能だった場合及び実習評価が不十分だった場合）や補足実習（やむを得ない事情で実習日数が不足を生じた場合）を行うことができます。
- ③ 実習単位が認定されなかった学生は、進級及び卒業できません。

保育学科

実習名	対象年次	2022年度の実習時期	実習日数
教育実習	1年次	11月14日(月)～11月18日(金)	5日間
保育実習Ⅰ（保育所）	1年次	1月25日(水)～2月9日(木)	12日間
保育実習Ⅰ（施設）	1年次	2月20日(月)～3月8日(水)	12日間
保育実習Ⅱ・Ⅲ	2年次	7月25日(月)～8月9日(火)	12日間
教育実習	2年次	10月11日(火)～11月1日(火)	15日間

実習の評価

- ① 実習評価は、「シラバス」に定めた評価基準で行います。
- ② 校長が必要と認めた場合に限り、再実習（病気や事故等で実習が不可能だった場合及び実習評価が不十分だった場合）や補足実習（やむを得ない事情で実習日数が不足を生じた場合、規定の実習日数を満たす）を行うことができます。
- ③ 保育実習の実習単位が認定されなかった学生は、卒業できません。

介護福祉専攻科

実習名	対象年次	2022年度の実習時期	実習日数
介護実習Ⅰ(通所)	1年次	6月13日(月)～6月17日(金)	5日間
介護実習Ⅰ(訪問)	1年次	7/4(月)、7/11(月)、8/1(月)、 のいずれかで2日間	2日間
介護実習Ⅱ(前半)	1年次	8月22日(月)～9月2日(金) (早・遅番、夜勤を1回含む。)	10日間
介護実習Ⅱ(後半)	1年次	10月24日(月)～11月11日(金)	13日間

実習の評価

- ① 実習評価は、「実習の手引き」に定めた評価基準で行います。
- ② 校長が必要と認めた場合に限り、再実習(病気や事故等で実習が不可能だった場合及び実習評価が不十分だった場合)や補足実習(やむを得ない事情で実習日数が不足を生じた場合)を行うことができます。
- ③ 実習単位が認定されなかった学生は、卒業できません。

5. 単位認定

(1) **1単位** … 講義15時間、演習30時間、実技30時間、実習45時間で1単位となります。各授業科目で異なるので、シラバスに記載されています。

(2) **単位の認定** … シラバスに準拠して行います。

- 成績の評価は以下の4段階に区分され、60点以上を合格として単位が認定されます。59点以下(D)は不合格となり、単位は認定されません。

A	B	C	D
100～85点	84点～70点	69点～60点	59点以下
合格(単位認定)			不合格

(3) **成績の通知**

- 1年次の成績は**1年次の終わりに**、2年次の成績は**卒業時に**成績証明書として交付します。
- 成績の問い合わせは、成績証明書受理後1週間以内に、担任に問い合わせてください。

6. 進級

介護福祉学科

	進級要件	在学期間の上限
1年次から2年次	1年次に必要な全単位の取得 (56単位)	3年間

保育学科

	進級要件	在学期間の上限
1年次から2年次	1年次に必要な単位の取得 (36単位)	3年間

7. 卒業要件

介護福祉学科

○ 本校を卒業するためには、学則に定められている卒業要件単位数以上を修得しなければなりません。

分野	卒業要件
人間と社会	18
介 護	48
こころとからだのしくみ	20
医療的ケア	7
その他科目	8
卒業必要単位数	101

○ 卒業に必要な単位を学年ごとに修得できない場合は在学延長できますが、その場合通算して4年を超えて在学することはできません。

保育学科

○ 本校を卒業するためには、学則に定められている卒業要件単位数以上を修得しなければなりません。

分野	卒業要件 必修科目	卒業要件 選択科目
教養科目	2	6
告示別表第1による教科目	51	0
告示別表第2による教科目	0	9
卒業必要単位数	53	15

○ 卒業に必要な単位を学年ごとに修得できない場合は在学延長できますが、その場合通算して4年を超えて在学することはできません。

介護福祉専攻科

○ 本校を卒業するためには、学則に定められている卒業要件単位数以上を修得しなければなりません。

分野	卒業要件
人間と社会	2
介 護	42
こころとからだのしくみ	12
医療的ケア	6
その他科目	4
卒業必要単位数	66

○ 卒業に必要な単位を修得できない場合は在学延長できますが、その場合通算して4年を超えて在学することはできません。

8. 褒賞

卒業にあたって、該当者に対して下記の賞を授与します。

○神戸賞

・介護福祉学科及び保育学科の首席卒業者に与えられます。

9. 資格

介護福祉学科

(1) 介護福祉士 (国家資格)

○介護に関する高い知識・技術を有する専門職として認められた者に与えられる厚生労働大臣認定の資格です。本校において所定の単位を修得して、卒業後登録申請をすることによって、卒業後5年間、介護福祉士資格が付与されます。介護福祉士資格を付与された者は、A 卒業後5年以内に国家試験に合格するか、B 原則卒業後5年間連続して介護等の業務に従事した場合は、5年経過後も引き続き介護福祉士資格を有することになります。なお、卒業後5年以内にA、Bいずれも満たせなかった場合でも介護福祉士国家試験の受験資格は有しており、国家試験に合格することにより、介護福祉士資格を取得できます。

(2) 専門士

○一定の要件を満たす専修学校の専門課程を修了した者に授与される称号のことで、本校を卒業すると「専門士 (社会福祉課程)」の称号が与えられます。

保育学科

(1) 保育士 (国家資格)

○保育に関する高い知識・技術を有する専門職として認められた者に与えられる厚生労働大臣認定の資格です。
本校において所定の単位を修得して、卒業後登録申請をすることによって取得できます。

(2) 専門士

○一定の要件を満たす専修学校の専門課程を修了した者に授与される称号のことで、本校を卒業すると「専門士 (社会福祉課程)」の称号が与えられます。

(3) 幼稚園教諭2種免許状

○教員として幼稚園に勤務する際、必要となる資格です。
教育連携校である小田原短期大学の所定の単位を修得して、卒業後授与申請をすることによって取得できます。

(4) 短期大学士

○教育連携校である小田原短期大学卒業者に対し「短期大学士」の学位が与えられます。

(5) 社会福祉主事任用資格

○教育連携校である小田原短期大学の所定の単位を修得して、卒業することによって取得できます。

(6) 准学校心理士

○教育連携校である小田原短期大学の卒業者に対し、申請(任意・有料)により取得できます。
※3年の期限付きです。

介護福祉専攻科

(1) 介護福祉士 (国家資格)

○介護に関する高い知識・技術を有する専門職として認められた者に与えられる厚生労働大臣認定の資格です。本校において所定の単位を修得して、卒業後登録申請をすることによって、卒業後5年間、介護福祉士資格が付与されます。介護福祉士資格を付与された者は、A 卒業後5年以内に国家試験に合格するか、B 原則卒業後5年間連続して介護等の業務に従事した場合は、5年経過後も引き続き介護福祉士資格を有することになります。なお、卒業後5年以内にA、Bいずれも満たせなかった場合でも介護福祉士国家試験の受験資格は有しており、国家試験に合格することにより、介護福祉士資格を取得できます。

③ 記載事項の変更

- 学生証の記載事項は無断で変更しないでください。
改姓など記載事項の変更は、必ず変更手続きをして、学生証の再交付を受けて下さい。

④ 仮学生証

- 定期試験や追・再試験等において、学生証提示が義務付けられています。
学生証がないと各試験を受けることができません。学生証不携帯の場合、所定の手続きにより仮学生証を交付します。

2. 休学・復学・退学・転科

(1) 休学

- 病気その他やむを得ない理由のため、3ヶ月以上修学することが困難なときは、その理由を証明する書類（病気の場合は医師の診断書）を添えて「**休学願**」を担任に提出し、校長の許可を得た場合には休学することができます。
- 休学の期間は半年間又は1年間とし、休学開始の時期は学年始め、又は学期の始めとします。
- 休学期間中は、在籍料として、半年間で5万円を納入していただきます。
- 留学生は休学期間中、アルバイト（資格外活動）はできません。注意してください。

(2) 復学

- 休学期間が満了したとき、または休学期間中その理由が消滅して復学しようとするときは、年次及び前期の終わりの前月（2・8月中）にあらかじめ担任に「**復学願**」を提出し、校長の許可を得なければなりません。

(3) 退学

- 病気その他やむを得ない理由のため、退学しようとするときは、その理由を証明する書類（病気の場合は医師の診断書）を添えて「**退学願**」を担任に提出し、校長の許可を得なければなりません。
- **退学の場合、該当期分の授業料は返還できません。**

(4) 転科

- 転科を希望する場合は、欠員のある場合に限り、選考をおこなった上で、校長の許可を得なければなりません。

3. 学生の心得

ここに掲げる事項は、本校が定めた規則と秩序を維持するために守らなければならない**最小限度の心得**を示したものです。

よりよい学生生活を有意義に過ごせるよう、学生自ら意欲的に目標をもち、計画的に日々行動することが大切です。

(1) 学生への伝達

- 学校（教職員）から学生への告示・通達、各種の連絡事項は、すべて掲示板にて行います。
- 掲示板は学生と学校（教職員）を結ぶ重要な伝達手段です。
一旦掲示した事項は学生に周知されたものとみなし、学生がこれを見なかったことにより不利益を受ける場合、学校は一切の責任を負いません。
- 登下校時には、必ず掲示板を見るよう心がけてください。また、掲示物についてコピーが必要な場合は事務室まで申し出てください。
- 急遽休講を行う場合など、緊急事態が生じた場合は、登録したメールアドレスやLINEで連絡をします。（※メールアドレスに変更があった場合は、「学生住所等変更届」を事務窓口提出して下さい）

(2) 学校行事

- 本校で行う学校行事には必ず出席してください。

(3) 校内生活

① コミュニケーション能力を磨く努力をする。

- 将来、介護福祉士・保育者を目指す学生にとって極めて大切なことです。
また、学生間、学生と教職員間の人間関係を円滑にし、明るく楽しい学校生活にしていける最良の方法となりますので、次のような事を心がけましょう。
 - ・ 明るく爽やかな挨拶や返事、相手の気持ちを温める挨拶や返事
 - ・ 心のこもった話し方、穏やかで豊かな表情
 - ・ 言葉遣い 等

② 学生らしい服装や身だしなみをする。

- 他人に不快感を与える身なりにならないように、次のようなことに注意しましょう。
 - ・ 露出度の高い服、パジャマ風の服装・・・等
 - ・ サンドル履き(クロックス含む)での登校は禁止します。靴のかかとは踏まないようにしましょう。
 - ・ 常に、爪は短く切り、手指及び頭髮は清潔を保つように努め、香りの強い香水等は使用しないようにしましょう。特に演習や実習の時は、支障が生じます。

(4) 教室等の使用

- ① 授業のために指定された教室等以外は、無断で使用することを禁止します。
- ② 正規授業以外に学生が教室等の設備や器具等を使用する場合は、施設等使用管理簿に必要事項を記入し、本校教職員の許可を受けなければなりません。
- ③ 使用後は、清掃及び機器等の整理整頓をし、本校教職員に報告して、指導を受けてください。
- ④ 機器備品等の取扱いは丁寧に行ってください。

(5)ロッカーの使用

- ① 各自に貸与しているロッカー内は、常に清潔にし、整理整頓に努め、破損、盗難がないように各自の責任で管理してください。
- ② 破損または格納品の紛失があった場合は、使用者本人の責任とします。
- ③ ロッカーキーの紛失については実費弁償（1,500円）となります。

(6) 所持品の管理

校内において、紛失又は盗難等の防止のために下記の事項を厳守してください。

- ① 所持品には必ず名前を記入してください。
- ② 校内で遺失物・拾得物及び盗難があったときは、早急に事務室窓口に届け出てください。

(7) 清掃

- ① 授業終了後、あらかじめ指定した人員により、担当箇所の清掃を行い、学級担任に報告して点検を受けてください。
- ② 始業式、終業式又は必要がある場合は、学生全員による大掃除を行います。

(8) 喫煙・・・本校は、敷地内すべてが禁煙施設と認定されています。

- 将来高齢者、乳幼児、こども及び心身障害者（児）等のケアに従事する専門職を目指す立場として、健康管理を自覚し、かつ堅持する必要があります。本校敷地外での喫煙も極力控え、禁煙を心掛けましょう。
- 本校敷地内での喫煙の事実が確認され、教職員から注意を受けても改善しない場合は、懲戒処分（停学・退学等）の対象となります。（火災予防も考慮）

(9) 通学

- ① 通学手段の届出 …… 入学・進級時及び通学手段の変更時は、速やかに担任に届け出て下さい。
- ② 自家用車及びバイク通学 …… 「運行・駐車車両登録許可申請書」を事務窓口へ提出して下さい。
「運行・駐車車両登録許可証」を受けて、駐車することができます。
 - ・登録された自家用車及びバイクを変更する場合は、再度手続きが必要となります。
 - ・「11 車両登録と駐車場の指定」の項目を参照する。(P19)
- ③ 自転車 …… 自転車の使用時は、ヘルメットの着用が努力義務化されています。また、自転車保険への加入も努力義務化されているので法令等の遵守に努めてください。

(10) アルバイト

- アルバイトをしている学生は、勉学に支障の無いようにして下さい。
- ※留学生については28時間/週を厳守すること（但し、長期休業期間は40時間/週以内）
なお、休学期間中はアルバイトができないので十分注意してください。

(11) 集会その他

- ① 学生が学校内外で集会や署名活動、その他の催しを行おうとするときは、事前に校長に願い出て許可を受けなければなりません。
- ② 団体及び集会の活動が学校の教育方針に反すると認められるときは、校長は活動を停止、または解散を命ずることがあります。
- ③ 学生の個人的信条や主張等を学校内外で他の学生に強要、宣伝することは禁止します。

(12) 国民年金（20歳以上）の猶予『学生納付特例制度』

- 学生は、ほとんどの場合所得がないため、国民年金保険料を本人が納めることが困難なので、社会人になるまで保険料を納めることが猶予されます。
- 対象となる学生 …… 本校に在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得（1月～3月までに申請される場合は前々年度所得）が基準以下の方です。
- 『学生納付特例制度』の申請は、本校が「特例事務法人」になりますので、本人の申し出により、本校の事務担当者が行うことができます。

(13) 個人情報の守秘義務

- 学校法人群馬パース大学の個人情報保護に関する規程により、学生の個人情報の適正な管理を実施します。また、就学時に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないでください。
- 学生が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないように指導を行います。

4. 健康管理（在学中の健康を守るために）

学生生活を健康に過ごすために、自己の健康状態に留意し、十分な睡眠と食生活を心掛けて下さい。
また、薬物の危険な使用を禁止します。

- (1) 健康診断 …… 毎年1回、6月までに学生全員に対して健康診断（ツベルクリン検査含む）を行います。
- (2) 健康相談 …… 身体に異常を感じた場合、病院等の通院など保健室担当職員に相談してください。
- (3) 保健室 …… 本校の保健室は次のような機能を有しています。
 - ① 個人・集団の健康問題（課題）を把握・管理する機能（健康診断等）
 - ② けがや病気などの学生の救急処置や休養の場としての機能
 - ③ 心身の健康に問題を有する学生の保健指導、健康相談を行う機能
 - ④ 伝染病及び疾病予防のための措置を行う機能
 - ⑤ 学生の保健活動の場としての機能
- (4) 日々の健康管理 …… 体温や体調等のチェックを行います。

- (5) ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等）を受けた人、目撃した人、困っている友人から相談を受けた人は、ハラスメント相談員に相談してください。

5. 奨学金制度・授業料等減免制度

(1) 群馬県修学資金貸付事業

介護福祉学科

- 貸与月額 5万円（年額 60万円）
- 国家試験受験対策費用 8万円（年額4万円）
- 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円
- 卒業後1年以内に群馬県内の指定施設に就職し、5年以上介護または相談援助の業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

保育学科

- 貸与月額 5万円（年額 60万円）
- 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円
- 卒業後1年以内に群馬県内の指定施設に就職し、5年以上保育業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

介護福祉専攻科

- 貸与月額 5万円（年額 60万円）
- 国家試験受験対策費用 4万円
- 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円
- 卒業後1年以内に群馬県内の指定施設に就職し、5年以上介護または相談援助の業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

(2) 日本学生支援機構奨学金及び授業料等減免制度

- 入学後の在学申込制度（給付奨学金及び貸与奨学金）がありますので、詳細は日本学生支援機構のホームページを参照するか、本校の事務担当者に問い合わせください。
- 給付奨学金対象者は、授業料等減免申請ができるので、事務担当者に確認して下さい。

(3) 一般社団法人 生命保険協会 介護福祉士養成給付型奨学金制度

- 月額 2万円×12ヶ月＝24万円 ※2年次からの応募になります。

6. 学生・生徒災害障害保険制度

当校では、学生が、学校の管理下にあつて不慮の事故によりけがをした場合に備え、上記保険制度に加入しています。

(1) 保険の内容（保険金対象）

- ① 正課の授業中
- ② 校内休憩時間中
- ③ 学校主催の行事中
- ④ 通学中及び学校施設等相互間の移動中（実習など）
- ⑤ 課外活動中（事前に届出した場合のみ）・・・等

(2) 事故が起こったとき

- 保険対象となる事故が起きた場合は、**直ちに**事務室窓口か担任に申し出てください。
（事故発生より30日以内に保険会社へ通知をしなければならないため）

7. 事務室窓口業務について

- (1) 事務室窓口取扱い日時 ○月曜～金曜 午前8:30～12:40 午後13:40～17:30
 (2) 校舎玄関開閉時間 ○月曜～金曜 午前8:15～17:45
 (3) 窓口休業日 ○土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始・その他校長が特に必要と定める日

8. 証明・届・願等の手続き一覧

各種届出手続き要領一覧 (※手続き時学生証を提示してください)

提出書類	こんなとき	備考 (交付書類・添付書類等)	発行料
【1】 身上に関わるもの			
学生住所等変更届	住所・電話番号・メールアドレス等を変更したとき	住所変更を証明する書類を添付	—
保証人変更届	保証人の変更・保証人の住所変更のとき	新旧保証人氏名	—
身上異動届	婚姻等により姓名が変更になるとき	戸籍抄本 (写) 等を添付	—
【2】 各種証明に関するもの (※交付には3営業日かかります)			
学生証再交付願	学生証記載事項に変更が生じたとき、又は紛失・破損したとき		2,000円
証明書交付願	学生証不携帯のため身分の証明ができないとき	仮学生証 ※学生証を再交付する場合は発行料無料	500円
	就職試験等必要なとき	在学証明書 成績証明書 卒業見込証明書 資格取得見込証明書 人物推薦書 卒業証明書	各500円
	就職試験等必要なとき	健康診断個人票(写)	—
	ビザ申請に必要なとき	出席証明書	500円
学校学生生徒旅客運賃割引証交付願	学割証を必要とするとき		—
通学証明書交付願	通学のため公共交通機関の定期乗車券を購入するとき		—
【3】 学籍・修学に関するもの			
休学願	引き続き3ヶ月以上修学することができないとき	休学理由が疾病等によるときは診断書を添付	—
復学願	休学期間の満了又は休学理由の消滅により復学したいとき		—
退学願	退学したいとき	学生証及び退学理由が疾病等によるときは診断書を添付	—
追試験願	やむを得ない事情があり試験を受けられず、追試験を受けたいとき	*所定の期日までに提出	1科目 1,000円
再試験願	再試験を受けたいとき	*所定の期日までに提出	1科目 2,000円
【4】 その他			

学生・生徒災害傷害保険事故報告書	教育研究活動中に事故が発生したとき		—
【5】小田原短期大学が発行する証明書 ※ 交付には2～3週間かかります ※ 振込手数料を別途徴収します			
証明書等発行願	学生証記載事項に変更が生じたとき、又は紛失・破損したとき		1,000円
	就職試験等必要なとき	在学証明書 成績証明書 卒業見込証明書 卒業証明書 教員免許状取得見込証明書 ※一部英文での証明書発行可(450円)	各200円

9. 通学証明書及び学割証の発行

(1) 通学証明書（通学定期券）

- 現住所から本校まで公の交通機関を利用し、通学用定期券を購入するための証明書です。
- 「通学証明書交付願」を事務窓口に提出し交付を受けてください。
- 通学証明書の有効期間は、発行日から1ヶ月間です。
- 学外の実習において、現住所や実習期間中の滞在先から実習施設まで鉄道を利用して通学する場合は、本校から各鉄道会社に対して実習用通学定期乗車券発売に関わる申請を行い、承認を得る必要があります。実習用通学証明書の申請に関わる書類は適宜配布しますので、実習開始1カ月前までに「実習用通学証明書交付願」を事務室まで提出してください。

(2) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

- 学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、学割証という。）は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。
- 学割証の交付については、次の事項に注意してください。
 - ① 学割証は片道100kmを超える場合に適用され、普通旅客運賃の2割引です。
 - ② 使用する3日前までに、「学校学生生徒旅客運賃割引証発行願」を事務窓口に提出してください。
 - ③ 学割証の有効期間は、発行日から3ヶ月間です。

10. 施設利用について

(1) 施設利用上の留意事項（利用者の義務）

- ① 施設・設備・備品を大切に使用してください。
- ② 火災の予防には十分注意してください。
- ③ 施設・設備・備品等を破損、又は紛失しないよう注意してください。
- ④ 利用を許可された時間及び場所を守り、許可された目的以外の利用はしないでください。
- ⑤ 鍵の学生間での転貸は厳禁です。
- ⑥ 教職員の指示に従ってください。教室等で授業がある場合は、授業を優先とします。
- ⑦ 年間学事予定による、学年初・夏季・冬季・学年末休業日の施設利用等については、事務室にて所定の手続きを済ませた後利用してください。
- ⑧ 事務室休業日〔土日祝日及び臨時休業日（掲示連絡）〕は原則利用できません。

(2) 損害の賠償

利用者は、施設・設備・備品等を破損、滅失したときは、速やかに担任が事務室窓口に申し出てください。場合によっては当該損害を賠償しなければなりません。

(3) 利用後の点検

利用者は施設・設備・備品等の使用が終わったときは、次に使用する学生のことを考え、整理整頓を心がけてください。

11. 車両登録と駐車場の指定

(1) 車両登録と駐車場の指定 … 学校敷地内の駐車には車両登録が必要です。

① 申請 … 「運行・駐車車両登録許可申請書」を事務窓口に提出して下さい。

② 「運行・駐車車両登録許可証」の交付と駐車場の指定

- 「運行・駐車車両登録許可証」は、車外から確認できる場所（ダッシュボード等）に常時置いて下さい。置いてない場合は、不法侵入（駐車）とみなし、警察に通報します。
- 必ず指定された駐車場に駐車して下さい。

(2) 登録の更新

○ 登録期間は原則として1年間とします。

2年生で希望する学生は、再度（1）－①の手続きを行い、許可証の交付を受けて下さい。

(3) 許可証の取り消し及び自動車通学の禁止

○ 下記のいずれかに該当する行為があった場合は、学校敷地内の運行・駐車を禁止します。

- ① 指定した駐車場以外の場所に駐車したとき
- ② 他の自動車等に著しく迷惑をかける行為をしたとき
- ③ 登録期間が過ぎている場合
- ④ その他、校長の判断により登録許可を取り消された場合

(4) 通学途中等の交通事故について

○ 学生・生徒災害傷害保険の対象と認められた場合は、この保険の範囲内でのみ補償されます。

(5) その他

○ 駐車場における人身事故・車両物損事故・盗難等について、本校は一切責任を負いません。

12. 防火・災害対策

(1) 災害発生時

《火災》

- ① 校内で火災が発生すると、自動火災報知機が鳴り、事務室に通報されます。
- ② 非常放送で火災発生場所、状況、避難の指示があるので教職員の指示に従って避難して下さい。避難経路等は状況に応じて対応して下さい。
- ③ 建物から避難した後は、避難場所に集合し、点呼をとり教職員に報告して下さい。
- 火災発見時の対応について
 - ・ 初期消火をする。1人で処置できないときは、速やかに他の協力を得る。
 - ・ 火災報知機を押す。→ 教職員に知らせる。できるだけ多くの人に声をかけ避難する。
- 禁煙規律の厳守 … 学校敷地内では全面禁煙です。防災の観点からも禁煙を厳守！

《地震》 … 大規模地震警戒宣言の発令に対する措置について

- ① 警戒宣言が発令された場合、休講となるので、学生は自宅で待機し連絡を待って下さい。交通、通信に関する情報収集を行って、適切な指示を行いますので、それに従って行動して下さい。
- ② 通学途中の学生は登校を中止し、所在及び安否を学校まで連絡して下さい。

(2) 防災訓練

災害や事故から自分の身を守るためには、体力や気力はもちろんのこと、注意力や知恵や勇気も必要です。

日頃から災害に対する意識を高め、地域や職場、学校での訓練に参加し、「非常時」に備えることが大切です。本校では毎年防災教育として、避難訓練や消火訓練を実施します。

13. 就 職

- 就職にあたっては、自己の適正や能力を熟知して選ぶことが大切です。
実習・ボランティア等の機会を活用し、就職先を選定していくことが必要となります。
- 具体的な取り組みや指導については、介護福祉学科・介護福祉専攻科は「特別講座」、保育学科は「保育キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の時間に行います
- 本校指定の履歴書（1枚10円）、封筒（1枚40円）があります。

14. クラス役員について

- クラス運営を円滑に進め、学生生活を楽しく過ごすために次の役員を選出します。
- (1) クラス委員 ……クラス全体をまとめ、クラス間の交流を図ります。
- (2) その他 ……必要に応じてその他委員を選出することがあります。

15. 注意事項

(1) 悪徳商法等

今年4月からの成人年齢引き下げ（20歳から18歳）によって、新成人となった若者（学生）を狙った悪徳商法等による被害の増加が懸念されます。これまでは、未成年者が親権者の同意を得ずに行った契約（クレジットカードやローン・借金など）は、原則、取り消すことが出来ましたが、今後は、このようなことができないため、十分注意してください。

① 悪徳商法の被害に遭わないために

- ・ 甘い誘いにご用心。うまい話には必ず裏がある。
- ・ 「ノー」とはっきり言おう。あいまいな返事は危険です。
- ・ 不審に思ったら早めに相談。決して一人で決めないで家族・知人に相談しましょう。
- ・ 簡単に署名をしない。印鑑を押さない。
- ・ すぐにお金を払わずに有効に使おう「クーリングオフ」。

② クーリングオフ

- ・ 訪問販売等による契約などで、契約日を含め8日間は無条件で解約できる制度です。
（キャッチセールスやアポイントメント商法なども適用。）
- ・ 解約は簡易書留のハガキで、販売業者及びクレジット会社へ通知する。（電話や口頭では解約できません。）
- ・ 通知の内容は、契約日・業者名・業者住所・商品名・金額・契約を解除する旨の一文（記載）・差出年月日・住所・氏名・電話番号を記載します。
- ・ 3,000円未満一括支払いや、法律の指定外の商品等には適用されません。
- ・ もしも8日を過ぎててもあきらめしないで、消費生活センターへ相談してみましょう。
* 渋川市消費生活センター …… 〒377-0007 渋川市石原6-1 渋川市役所第二庁舎1階
TEL : 0279-22-2325 FAX : 0279-22-3002

③ 学生ローン・クレジット・キャッシング

- ・ 学生ローンは、金利が高く元利返済に追われて学生生活はおろか、生活そのものまで破壊される結果になります。

- ・学生証だけで融資を受けられることから、安易な気持ちで利用する人も少なくないようです。どうしてもお金が必要な場合には、まずは両親などに相談することが賢明です。
- ・クレジットカードの利用は、あくまでも借金です。必ず後から支払いがやってきます。使いすぎてカード破産に追い込まれないように注意が必要です。
- ・クレジットカードのキャッシングは、その金利が大手サラリーマン金融（俗に言うサラ金）並に高いです。クレジットなどの返済ができなくなったら返済のためのキャッシングは絶対に避けてください。多重債務者の多くはそれが原因です。

(2) 校内のインターネット等の利用方法

○ 学内のパソコンでインターネットを利用する場合は、下記の点に十分注意してください。

- ・eメールは利用できません。

- ・ウイルス感染

(Webの閲覧等の利用により、ウイルス感染の被害を受ける場合があります。)

- ・ファイル交換

ファイル交換ソフトを利用し、音楽ファイルやアプリケーションソフト等をダウンロードする行為は法律で禁止されています。

校内でファイル交換等の事実が認められた場合には、即刻警察に通報いたしますので注意してください。

- ・個人のPCやスマートフォンへのWi-Fiの接続は許可されておりません。

